

広島県告示第四百四十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和六年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在	面積（㎡）
株式会社Agriculture Lab.	三次市	三次市上志和地町二七四番一 ほか一筆	一三三、四九七
株式会社Agriculture Lab. 有限会社こめ奉行	世羅郡世羅町	三次市上志和地町二七二番一 ほか六筆 三次市糸井町九〇二番二ほか 二筆	九、七一四 五、六八五

二 認可年月日

令和六年四月二十四日